

誤診と誤審

－奥州市胆沢統合中学校用地住民訴訟の判決書を読んで－

平成29年4月25日

弁護士 千 田 實

開口一番、「血圧を測ったら、上が140、下が90でした。これを、どう思いますか」と質問しました。中年の女性が、「高いと思います」と答えました。「この患者は、普段は上が160、下は100位です。この場合ならどうですか」と質問を続けました。その御婦人は、「普段より低いのですから、その時に限って言えば特に問題ないと思います」と答えました。正確には、このような答えだったかどうかについての記憶は定かでないのですが、そのようなお話だったような印象が残っています。

血圧は、一般的には、「上が130を超えたら気を付けた方がよい」と言われるようになってきています。それが血圧に関するマニュアル（手引き、説明書、教科書等）です。しかし、これは、一般的なガイドライン（案内図、目標線）に過ぎないのです。患者によっては、それがそのままあてはまらない人もいます。普段150を超えている人にとっては、140は普段より低いのですから、この人に限って言えば特別心配な数字ではないのです。

私の家内は、普段上（最大血圧）で100位しかありません。130を超えると、体調が悪くなると言います。140となったら、頭痛がしたり、めまいを感じると言っています。他方、かつて、私は、180位になることは珍しくなく、

時には200を超え、220～230位まで上がりました。180～190では、特に体調の異変は感じませんでした。さすがに230位になると寝ていて天井が回り、夜中に病院に駆け込み、舌下と呼ばれていた強い血圧降下薬と点滴を受けました。その頃の私にとっては、140の血圧はめったになく、普段よりは低過ぎる位でした。

このように、マニュアルの数字が誰にでもあてはまるものではありません。患者1人1人によって、その時の状況によって、血圧の数字に対する評価が違うのです。同じ人でも、それまでの経過によって、その時の血圧に対する評価は違う筈です。違わなければならないのです。血圧に限らず血糖値だって、腎臓の状態を示すクレアチニン値だって、同じなのです。そこに至った経過を無視してワンポイントの検査データだけで正しい診断は、できないのです。42の厄年から生活習慣病の治療に明け暮れ、生活習慣病に関する駄文を18冊発行した経験から、このことは自信をもって言い切れるのです。

最近のマニュアルや手引きや教科書では、「血圧は上が130を超えたら、高血圧症を気を付けたい」などと書いているものもあります。テレビのコマーシャルでも「130を超えたら、血圧に気を付けましょう」などというものを目にすることがあります。一般論としては間違っていないのかも分かりませんが、マニュアルが個々の患者1人1人全てにあてはまるものではありません。

マニュアルにあてはまらない患者は少なくないのです。その患者の個性と、その患者がその数字に至った経過を精査しないと、正しい診断はできない筈です。診断は、患者の個性とその患者の既往症やそこに至った経過を無視しては、できないのです。一時点の検査データだけをマニュアルにあてはめても正しい診断はできないのです。

私は、その御婦人の「140は高い」という答えに対し、「その答えは、若い医師の答えですね。私位の年配で経験豊富な先生なら、そういう答えはしない筈です」と言いました。いささか高慢とも思える話し方になりましたが、30年以上にわたり日夜生活習慣病に向かい合い、10回の手術と、かぞえきれないほどの入通院の繰り返しの中で、身に染みた体験からくる揺るぎない経験則によるものです。経験豊富なドクターなら、その患者のこれまでの経過を踏まえて、「今日は少し高めですね」とか、「今日は低めですね」と診断する筈です。

その患者の病歴、つまり既往症などを見ないで、一時の検査データだけを見て、「血圧が高い」とか「高血圧症だ」などとは診断しない筈です。140に至っているそれまでの過去の経過を見ないで「高い」とか、「低い」とかの診断をしない筈です。何年何月何日何時何分の血圧が、140だから、「高血圧」などという診断はしない筈です。そんなピンポイントの検査データだけで診断したら誤診をしかねません。そこに至った経過を精査しなければ、正しい診断はできない筈です。なぜ、こんなことをいきなり申し上げるかですが、経験の少ない医者や裁判官は、ワンポイントのデータや争点だけに絞りそれにマニュアルをあてはめ、誤診や誤審をしていると思えるケースが少なくないからです。本件判決もその一例だと思うからです。

マニュアル頼りの若い医師と、経験を積んだ医師との違いは同じ医師資格はあっても、診断内容が異なることが出て来ることは、止む得ないところです。私が師と仰ぐ昭和大学客員教授の出浦照國先生（平成28年4月死去）は、常々、「マニュアルで対応できる患者は10%もいるかどうかだ」と言われました。

先生は、「**一時点の検査データだけで、そのデータが出てきた経過を見ないで診断したら、ほとんどは誤診することとなる**」と仰っていました。「なぜそんな検査結果が出たのか」のそのなぜが大事だと言うのです。一時のデータそ

のものより、そのような検査結果がどのような経過を辿って出たのか、その経過を見なければならぬ、と教えて下さいました。深く共鳴しました。このことは、裁判でも同じです。**法律上の争いについて裁判所が判断を下す裁判においても、一点だけを見て、そこに至った経過を見なかったら、正しい審判はできないのです。**誤審（判）となるのです。本件判決は、「奥州市が市所有地内の建設廃棄物の処理費用を支払った」というワンポイントに絞って、それが違法かどうかを判断し、そこに至った市長以下幹部職員の違法、不当な行為を全部捨ててしまうという過ちを犯したために誤審をなしたのです。

この血圧の話は、奥州市の2つの住民訴訟の1つである奥州市胆沢統合中学校用地住民訴訟の判決が、原告敗訴という格好で出された翌日平成29（2017）年4月22日の原告住民と支援する会で、判決に対する所感を述べるように求められ話しをしたその切り出し部分です。

私が血圧などの場違いの話から入ったのは、一時点だけのワンポイントだけをとらえて、それまでの経過を無視した判決に腹が立ったからです。まるで経験不足の若い**医師の誤診（断）**みたいな**裁判所の誤審（判）**に腹が立ったからです。46年間の田舎弁護士の体験の中で、これまでも同じような思いをすることが多くあり、その私の思いをどう語ったら一般大衆に分かり易いかを考えていましたが、この会場には年配の方が多かったので血圧の話を持ち出したのです。普段から聴く人や読む人のことを考え、どうしたら伝わるか、ということには気を遣っているつもりです。

つまり、この判決は、「**市所有地に埋設されていた建設廃棄物の処理費用を市が支出したことそれ自体は違法ではない**」とし、市長以下の市幹部職員が、①その土地の地中に建設廃材があることを知りながら買ったことや、②その建設廃材

の撤去費用を担保権者（売主からその土地を抵当に取っていた金融機関）との間で、市が負担するという民法と異なる覚書を交わしたこと、③①、②の経過を議会には知らせないで、建設廃棄物の処理費用の支出を議会に議決させ、④その結果、市が廃棄物処理料を支払ったという経過は認定しながらも、そのことは、廃棄物処理料の支払自体の違法性とは関係がないとしたのです。

市所有地となった以上、市所有地に埋設されていた建設廃材の処理料は、市が払うのは当然と言うのです。これは、それまでの経過を全く無視したもので、その結果、誤審（判）したものです。原告住民も支援者らも私も納得できません。
この判決は、「市が廃棄物処理料を支払った」というワンポイントに絞り、それは違法とは言えないと述べているのです。そもそも、そのように問題をワンポイントに絞ったことに誤審の原因があるのです。

会場には、この裁判を熱心に支援してくれている社長さんが、前列の席におられました。「今、私も社長さんも、富士山の8合目にいるとします。これをどう評価しますか」と問題を投げかけました。その上で、「私は、2人の息子に支えられ、やっと8合目まで辿り着いたが、もうこれ以上は登れません。歩くことさえできません。

社長さんは、走るが如く頂上まで駆け上がり、走るが如く8合目まで下ってきたのです。そして、これからすぐまた走って下山しようとしています。元気一杯です。余裕です。

このような私と社長さんの体力をどちらも8合目にいるということだけをもって、同じだと評価する人は、一般通常人なら誰もいないでしょう」と話を続けました。40名位の出席者の皆様は、「それは、そうだ」と納得された様子でした。こんなことは、誰だって理解できます。納得できます。

この感覚が、「それはそうだ」と納得してくれたこの感覚が、普通人の感覚なのです。これが世間の常識であり、一般通常人の感覚なのです。**この判決は、世間の常識と異なっています。一般通常人の感覚に反しています。**血圧測定したら、「上が150ある。これは高血圧症だ」とマニュアルだけで私の状態を決め付けられたら困ります。その上、「安静が必要だ」と診断されては、仕事に支障が出ます。普段160位あり、それで体調は悪くないのですから150は、むしろ普段から比べれば低い位です。「今日は調子がいい方だ」と言ってもらえるべきです。現に私は調子がいいのです。それをマニュアルだけにあてはめ、「高血圧症だから、休まなければならない」と診断されたら困ります。

1点だけに絞って、一時期のデーターだけを見て、そこまでに至った経過を無視したら、正しい診断はできないのです。**違法かどうかという審判も、そこに至った経過を見ないでは、正しい審判とはならないのです。この判決は、前記①、②、③の経過を無視し、④だけをワンポイントにとりあげ誤審したのです。**

富士山の8合目にいるから、健常だと決め付けられたら困ります。私は、息子達^{かつ}に担ぐようにされて、やっと8合目にたどり着いたのです。もうこれ以上一步も歩けないのです。それどころか、呼吸も脈も止まりそうなのです。早く治療をしてもらわなければ、絶命しかねないのです。これから8合目から一気に走り下りようとしている社長さんと同じ健常者扱いを受けたら困ります。そのような診断は誤診です。くどくなりましたが、このような説明なら分かってもらえるのではないかと、私なりに工夫して、話しているつもりです。

こんなことは、誰だって分かってくれるだろうと思うのです。ところが、こんなことが分からない人がいるのです。理屈とか、理論とか、マニュアルとかに毒され、マニュアルとか法律理論に凝り固まった経験不足の医師や若い裁判官の中にいるのです。この判決を読み法律理論に毒された裁判官のなした誤審（判）だ

という印象を持ちました。常識や世間と乖離した判決だと確信します。

こんなことは、一般通常人なら分かります。つまり普通の人なら分かるのです。一般通常人は、健全な経験則を持っていますから、この違いは分かるのです。通常の経験をあまりしていない人間の中には、健全な経験則が構築されていないため、この違いに気付かなかつたり、見落とししたりする人達がいるのです。

そのような人達の中には、子供の頃より勉強ばかりしていて、遊びもスポーツもクラブ活動もほとんどしないで、**偏差値は高い**が、世間一般の生活にはあまり馴染みのないため**常識は低い**というか常識の足りない人達がいるのです。一流高校→一流大学→医師試験・司法試験をストレートで合格してきたというような人達には時々、そのような人が見受けられます。勿論そういう人達は、もともと頭は悪い筈はありませんから、経験を積めば、立派な医師や裁判官や弁護士になるでしょうが、経験不足の時は、誤診も誤審もするのです。この判決は、そういう裁判官によってなされた誤審だと私は確信します。

「何人だか、何十人だか、患者を殺さなければ一人前の医師にはなれない」などという物騒な話を耳にしたことがあります。医師のことについては、門外漢の私には実体が分かりませんが、裁判官に関しては、「経験不足の判決だ」と思うことは、数限りなくありました。この判決もそのような判決の1つです。

これまで、このような判決に数多く出会い、その不満が昂じて、判決を批判する本まで出しました。農家が農協に対し、債務がないことを確認してほしいと依頼され、裁判を起こし、敗訴した裁判に関しては、裁判官が農家と農協の取引の実体を知らないからだという農家の気持ちを代弁して書いた『農家と農協』シリーズ、患者が医師や病院に対し、医療過誤による損害賠償請求をした裁判においては、裁判官が、医療に関する勉強不足を立証責任論という法律理論を使い、患

者側にその責任を押し付けて、患者側を敗訴させるというやり方で片付けている医療過誤裁判に対し、患者の気持ちを代弁して書いた『医療過誤裁判』シリーズなど多くの本があります。いずれの本も未熟なものであり、説得力がありません。そのことは自覚していたのですが、書かずにはいられませんでした。この判決に対しても書かずにはいられません。こんな判決を出されたら、黙ってはいられません。まだ十分には検討していませんが、控訴期限がありますので、急いでこの文章を書いています。完熟してから出すべきなのでしょうが、いつも完熟には至らないで、見切り発車となってしまいます。いろいろ言い訳はありますが、結局は能力不足ということになるのだと思います。

遊ぶこともしないで、他人との交流も避け、勉強に専念し、偏差値を上げ、一流高校、一流大学、医師試験・司法試験にストレートで合格したことは立派ですが、知識つまり知っているということと、論理つまり意見や考え方のすじみちだけを重視し、経験や世間の常識や一般通常人の感覚が欠如しているため、健全な推定則が働かず、まだエリート意識が抜けきれない若い医師や若い裁判官がいることは否定できません。

このような医師や裁判官が、ときには誤診や誤審をします。医師は人の命や体を、裁判官は人の権利や自由を、診断したり、審判するので、その立場を自覚し、責任感を持たなければならないことは、今更、言うまでもありません。その責任の重さを若い医師や裁判官に自覚してほしいのです。そのためには経験が必要であること、世間を知ること、人間を知ることが不可欠です。他人の気持ちを推し量る努力がほしいのです。浅学非才の身であることは自覚しています。見当違いのことを言っているのではないか、という不安もあります。ですが私の印象を正直に述べておきたいのです。それも長い間、弁護士として生活させてもらった者の社会に対する恩返しの真似事になるのではないかという気がする

のです。

このような経験不足の医師は、マニュアルや教本を頼りにします。このような医師は、検査データーを偏重します。パソコンのデーターだけに目をやり、画面に釘付けとなり、患者の顔を見ない医師も少なくありません。検査データーを見るだけで患者を見ていないのです。ひどい話ですが、**患部**さえ治せば自分の責任を果たしたから、**患者**が死んでも関係がない、という様子さえ窺えるケースもあります。これでは、「角を矯めて牛を殺す」という結果になりかねません。

経験不足、世間知らずの裁判官の中には、法律理論だけ重視し、事件の内容には関心を示さないと思える人もいます。**理論的に筋道が立てば、それだけでよしとし、具体的事件の妥当な解決には意を注がないと思える人がいます。**裁判で負けた人の納得など一顧だにしない判決も少なくはありません。この判決も患部に対する治療は間違っていないから、それ以外の病気で死んでもそれは問題とはならないと言っているのと同じです。この判決は、その患部の発生が医師や病院側の手落ちによるものであることを認定しながら、法律理論だけを重視し、医師や病院側には責任がないと、通常一般人の感覚や世間の常識に反する結論を出したのです。

裁判官の中には、要件事実論という裁判理論を偏重し、裁判所が勝手に絞った争点と主張・立証責任にだけ囚われ、世間の常識とか通常一般人の感覚などには一顧だにしないで、経験則とか推定則を無視し、常識や世間から乖離した審判をなすケースが少なくありません。

民事裁判は、市民と市民とのトラブル（いざこざ）を公平に裁くものです。市民と市民のいざこざ、争いごとは、市民の感覚や市民の常識的思考に添うものでなければならないのです。つまり民事裁判の本質から考えれば、民事裁判は、常

識や世間から乖離したものではありません。どんなに学問や知識や論理に添うものであっても、一般通常人の健全な感覚や世間の常識が納得できない審判では、市民のトラブルを公平に裁くことにはならないのです。**一般通常人の健全な感覚や世間の常識が納得できない審判は、誤審なのです。**その意味で、この判決は誤審であることは明らかです。

奥州市の2つの住民訴訟の盛岡地方裁判所の2つ目の判決である胆沢統合中学校用地住民訴訟の判決に対し、原告ら及び支援者ら住民は口々に「納得できない」と声を荒げました。当然です。その理由^{わけ}を述べます。

結論を先に言えば、この判決は、問題を「市有地に埋設されていた建設廃材の処理料を市が支払ったことは、違法か」という1点に絞って審理し、そこに至った経過を全て切り捨ててしまったための誤審です。「納得できない」と言う住民の声は当然であり、的を射たものです。この判決は、患部に対する治療の適否だけを見て、その患部がそれまでの医師の不適切な診断・治療によるものであることを知りながら、それらの経過を切り捨ててしまったため、辻褃の合わない、一貫性のない、一般通常人の感覚や世間の常識が納得できない結論となったのです。法律理論ばかりに気を遣い、大事な部分を捨ててしまったのです。患部だけにこだわり患者を殺してしまったようなものです。**医療の本質は、患者の生命を救うことにあります。民事裁判の本質は、世間が納得する審判をすることにあります。**そこを忘れたこの判決は、誤審判だと思います。

私は、平成29年4月21日午後1時30分に言い渡された盛岡地方裁判所での判決言い渡しには立ち会いませんでした。夜になって判決文に目を通し、翌朝所感を書面にまとめ、午後2時30分からの原告住民とサポーターの住民の皆様

の集会に出席しました。

住民の皆様の意見は、『**漫然と廃棄物埋設のリスクがないものと轻信し、本件覚書の作成に応じた市やその担当者の対応は、結果的に本件廃棄物の処理等のため、市に本件公金支出を余儀なくさせたものである**』と裁判所自身が認定しておきながら、どうして、『**そのことが本件公金支出（本件廃棄物処理料の支出）の違法性を直接基礎付けるものでも、本件公金支出に承継されるといった性質のものであるともいえない**』という判決になるのか、さっぱり分からない、というものでした。前段部分と後段部分が、一貫していないというのです。その通りです。世間の常識、一般通常人の感覚なら、そう考えるのが普通です。この判決は、一般通常人や世間を納得させる内容ではないのです。判決というものは、自然科学のように実験で正解の裏付けを得られないものではありませんが、この判決は民事裁判の本質という視点で見れば、誤審だと私は確信します。

この判決における裁判官の考え方は、一般通常人や世間の常識から乖離しているのです。^{かいり}「乖離」とは、「結びつくべきものが、たがいにそむきはなれること」（角川必携国語辞典）です。この判決は、一般通常人の感覚や世間の常識とは結びつかずにそむきはなれているのです。

「漫然と廃棄物埋設のリスクがないものと轻信し、本件覚書の作成に応じた市やその担当者の対応は、結果的に本件廃棄物の処理等のため、市に本件公金支出を余儀なくさせたものである」と認定したら、「その支出は違法な支出だ」と認定するのが、一般通常人の感覚であり、世間一般の常識です。そのような認定こそ、前段と後段とが一貫性をもって流れます。しかるにこの判決は、そのような流れを法律理論で遮断してしまったのです。胆沢統合中学校用地確保という目的によって結合された連続する不可分一体の行為の流れをさえぎって断ち切ってしまったのです。常識に反した誤審です。法律理論のため、常識を捨ててしまったのです。民事裁判は学問ではないのです。世間のもめごとを裁くのです。常識を

捨てては、成り立たないものだと確信します。

さらに、この判決は、法律理論としても問題があります。それについては、後述します。

私の持ち時間は、1時間30分でした。一通り所感を述べた後、質疑応答の時間をとりました。最後にマイクを持った初老の男性は、「私は、しつこい男を自認している。それを分かった上でもう一度言うが、どうして『漫然と廃棄物埋設のリスクがないものと軽信し、本件覚書の作成に応じた市やその担当者の対応は、結果的に本件廃棄物の処理等のため、市に本件公金支出を余儀なくさせたものである』と言っていないながら『そのことが本件公金支出（本件廃棄物処理料の支出）の違法性を直接基礎付けるものでも、本件公金支出に承継されるといった性質のものであるともいえない』という判決になるのか、どうしても理解できない。何とかならないのか」と怒りを抑えきれない様子でした。そのお気持ちは、痛い程分かります。それが常識的にはまさに的を射た物のみかただと思います。この方の素直な印象を大事にしなければならないのです。屁理屈より健全な感覚を大事にしなければならないのです。

この判決に対する私の思いは、この方のこの言葉に尽きます。判決は前段部分に限って言えば、正しい判断です。しかし、後段部分は誤っています。前段部分と後段部分は整合しないのです。間違った法律理論で無理に遮断してしまったのです。遮断できないものを遮断してしまったのです。控訴して、見直してもらうべきだと思います。

この判決は、「**市所有地に埋設されている建設廃材の処理料を市が支払ったことだけを取りあげ、それが違法かどうかだけを審理するもので、そこに至った経過については、審判の対象ではない**」という考え方です。これでは、「木を見て

森を見ず」、「患部を見て患者を見ず」です。とても納得できるものではありません。法律理論としても、一連の行為であり、一体として評価しなければならない財政行為を無理に遮断して、ワンポイントだけを審理するという間違いをなしています。

しかし、「控訴したら、勝てる」などと安請け負いはできません。「地方裁判所の裁判官も、高等裁判所の裁判官も、裁判官であることは変わらない。控訴したら、判決が変わるとは言い切れない。ただ、高裁は、地裁より裁判官としての経験の長い人が多いので、その点は期待を持てる」と話すのが精一杯でした。控訴すべきと思いながらも、控訴棄却の可能性も否定できないだけに、「控訴すべきだ」とは、言いにくかったのです。

ですが、私の本心は、「控訴すべき」という思いで一杯です。このような判決に納得したように思われてはたまりません。この判決に納得できない原告の方には、原告ら住民は納得していないということを態度で示してほしいのです。

私は、この事件の住民訴訟の相談を正式に受けたのは住民監査請求の結果が出た後でした。

事実関係を調査して行くに従い、①本件土地には建設廃材が埋設されていた、②その事実は、市が本件土地を買い取る前から公知の事実であったし、ボーリング調査報告書に明記されていた、③市が本件土地を買い上げた後で、抵当権者である信金の要請に応じて、市は教育長の名前で、埋設物の撤去費用を市が負担する旨の覚書を交わした、④本件土地に埋設物があることが表に出た、⑤①～④の経過を隠して、議会に埋設物の撤去費用の支出の議決をさせた、⑥その結果、市は埋設物の撤去費用の支払をなしたという経過及び事実が判明しました。

以上の経過及び事実を考えれば、市が本件土地の埋設物撤去費用を支出するの

は違法であるとの確信を得ました。私は、胆沢統合中学校用地の埋設物撤去費用の支出は違法なものであり、胆沢統合中学校用地として、本件土地の買収を担当した市長はもとより奥州市の幹部職員には、故意又は過失があり不法行為が成立し、市に対して、損害賠償義務があると確信しています。

市長のみならず、幹部職員の責任も問わなければ、市政は改善されません。市長1人の責任としてしまつては、市政は改善されません。市長1人では地方行政は成り立ちません。せめて幹部職員には、市政を支えているという自覚と責任を求めるのが当然です。

この判決は、「市長以外の職員は、財産の処分を行う権限はない。地方公共団体の財産の処分を行う権限は、市長に専属する」と言うのです。「だから市長以外の市幹部職員に対する請求部分は、『却下』つまり、話を取り上げない」というのです。ですが、市長を補佐する市幹部職員のうち、その財産の処分に直接関与した幹部職員にも、その責任があることを自覚してもらわなければならないのです。「権限はない」というのですが、それは形式論にすぎず、前記①～⑥の行為にかかわった幹部職員には実質的に財産の処分を行う権限があったのです。

訴状で相手方と指摘された市長以下の奥州市幹部職員はいずれも本件における胆沢統合中学校用地確保のための①～⑥の行為の全過程にわたって、市長から権限の委任を受けて、財産処分行為を行ったのです。

元東京都知事である石原慎太郎氏が「十数万人の都職員に1人の都知事で目が行き届くわけがないでしょう。幹部職員に任せなければならないし、幹部職員には、その権限と責任があるという自覚は持ってもらっていると思う」という趣旨の話をされていましたが、それはその通りだと思います。全てのことを首長だけ

が権限を持ち、首長だけに責任があるとするのは実態に適合していません。
この判決は、形式的法律理論を優先させ、現実に目を向けていないのです。

市長以外の市幹部職員には、形式的に権限がないから責任がない、としてしま
っては、市職員は権限も責任もないということになり、危機管理意識も法令遵守
意識もなくなってしまいます。これでは市政は、停滞するだけです。

そもそも、本件において、財産の処分を行う権限は市長にしかない、とする考
えには納得できません。現に、「本件土地に埋設されていた建設廃材の撤去費用
については、売主や抵当権者側に責任を追及しないで、市が負担する」という覚
書を取り交わしたのは、市長ではなく、教育長でした。そのことは、判決も認め
ています。

もし、判決が述べているとおり、教育長に権限がなかったとすれば、教育長は
違法な行為をなしたのであり、不法行為をしたこととなります。その他の幹部職
員も違法行為が認められると思料しますので、市はこれら市幹部職員に対して、
損害賠償請求ができると確信します。判決は、「教育長が売主の瑕疵担保責任を
免除する旨の本件覚書を締結した」と認定していると解されます。それにもかか
わらず、市から教育長に対する損害賠償請求を認めないとする判決は、自己矛盾
の判決となります。この判決には、主文1にも問題があります。

市長は、判決後に新聞記者に対し「教育長が、勝手に覚書を交わしたことは問
題がある」という趣旨のコメントをなしていますが、これは責任転嫁です。そん
なレベルの問題ではありません。

本件用地買収から、廃棄物処理料支払の一連の財政処分行為は、市長以下幹部職員の職務執行における注意義務違反により惹起されたものです。一方、市長は幹部職員に対し法令・規則を遵守し、市民に損害を与えることのないように危機管理を徹底するように指導し、幹部職員としての責任と自覚を促し、他方、幹部職員は市長に対し正確な情報を伝え、市長が的確な判断をなし、的確な指示を出せるようにした上で、市長からの的確な指示を受けなければならないのです。つまり、**市長と幹部職員は、一体となって危機管理をしなければならない立場にあります。市長だけの責任ではありません。本件の用地買収、廃棄物処理料支出という一連の行為には、市長以下の市幹部職員のリスクマネジメント（危機管理）の欠如であり、コンプライアンス（法令遵守）違反であり、インテグリティ（信義誠実）の欠如の連続が認められるのです。その市長及び市幹部職員の責任を問うのが、本件訴訟の本丸なのです。**

原告ら住民は、市長及び市幹部職員のコンプライアンス違反、リスクマネジメントの欠如、インテグリティの欠如を具体的に主張し、それを立証しました。裁判所も、原告らの指摘を理解してくれたものと思います。

判決は、「市は、本来であれば、自らの費用でこれ（本件廃棄物）を撤去した上で、瑕疵担保責任の追及として、売主に対し、撤去に要した費用相当額の損害賠償を求めることができたはずであるが、市が、売主の瑕疵担保責任を免除する旨の本件覚書を締結したことで、本件廃棄物の撤去費用について、売主に対する瑕疵担保責任の追及としての損害賠償請求ができなくなったというのである。そうだとすると、本件覚書は、一旦支出した撤去費用について売主に対する損害賠償請求ができるか否かに関わる問題であるから、本件覚書の締結自体を財務会計行為として、その違法性を争う余地はある」と述べています。

原告ら住民は、市長及び市幹部職員の胆沢統合中学校用地確保という財政行為には、本件土地購入から本件公金の支払に至るまでの一連の行為の中に多くの法令・規則違反があることを具体的事実を摘示し、主張・立証しました。

そして、裁判所も、市長及び市幹部職員には、多くの法令・規則違反があることを暗に認めていながら、「そのことをもって、本件廃棄物の撤去費用の支出行為（本件公金支出）それ自体が違法となるものではない」としたのです。

結論は、納得できませんが、この判決は評価すべき点もあります。原告ら住民としては、奥州市民に、「**市長及び市幹部職員の対応に問題があったことを裁判所が認めた判決である**」と大手を振って、報告すべきです。「敗訴」という一字を以て、「無意味な裁判だった」とするのは早計です。軽率な判断です。

そもそも、本件土地に埋設されていた廃棄物は、隠れた瑕疵ではありません。前記の通り、公知の事実だったのです。買取交渉時点より、関係者は知っていたのです。本件土地の売主（建設会社、同社長個人）も抵当権者（信金）も買主（奥州市）も皆、承知していたのです。

市長以下市幹部職員は、本件土地には、廃棄物が埋設されていたことを知っていたのです。知らなかった者がいたとすれば、それは職務怠慢だったのです。そのことが、本件住民訴訟の最大の問題であり、原告ら代理人の私としてはそこを裁判所に知ってもらうことが何より大事だと考え、その点を中心にして、主張・立証を尽くしました。裁判所もそこは理解してくれました。判決文を読むと、そのように読み取れます。その限りでは、この判決は評価できる判決です。

しかし、裁判所は前記の通り、問題点を廃棄物処理料の支払だけに絞り込んだ上、市が買い取って市の所有地となった土地だから、その土地に埋設されている廃棄物の撤去費用は、市が負担するのは当たり前としました。「市の所有地に埋

設されている廃棄物の処理費用を市が負担するのは当たり前」と判断したのです。そこだけをとらえて言われると、「それはそうだ」と思いますが、1点のみ、つまりワンポイントだけを判断し、そこに至った原因、経過などは全て捨て去ったのです。

それまでの経過や病歴などを見ないで、「血圧140は高い」と言うのと同じです。「富士山の8合目にいる人は誰もが健常者だ」と言うのと同じです。そこに至った経過を切り捨てるという過ちを犯したのです。これでは、原告ら住民のみならず、一般通常人なら誰だって納得できません。

「血圧140」、「どちらも8合目にいる」というピンポイントだけでは、患者の症状を正しく診断できないのです。そこへ来るまでの経過を精査しなければ正しい診断はできないのです。

本件土地は埋設物が埋設していることを知りながら、買い、その埋設物の撤去費用は市が負担するという覚書を交わし、その結果、市が支払うべき責任のない埋設物撤去費用を市が支払ったのです。しかもその撤去費用は、本件土地の購入代金を超えるという経過と結果を無視したこの判決に納得できない、という住民の声を、このまま放置できません。なんとかしたいのです。控訴はその1つの方法です。ですが方法はそれだけではありません。文章にして世間に知らせる方法もあります。講演という方法もあります。インターネットという方法もあります。市民運動や選挙の対応などという方法もあります。そのためには、市民が事実を知ることが大前提となります。事実を知らせたいとの思いで、これを書いています。市民運動や国民運動においては、正しい情報の取得が何よりも大事なこととなります。奥州市民にこの判決内容を知ってもらうことは、大事なことなのです。「原告住民敗訴」という新聞の見出しだけに止めていてはならないのです。

人の行動は、連続しています。その連続してなされた行動の一部だけを切り取って、そこに至った経過を無視して、評価することなど無意味です。

この判決は、問題を、「奥州市が買い取った本件土地に埋設されてあった廃棄物の撤去費用を奥州市が支払ったことは、違法かどうか」というワンポイントに絞って、それが形式的に違法と言えるかどうかだけを審理し、その土地がどのような経過で奥州市の所有となったか、奥州市は事前に本件土地に建設廃材が埋設されていたことを知ることはできたのに、市が埋設物撤去費用を負担するという通常はやらない、世間では通常しないような覚書を交わした結果、市が処理費用の支払をしなければならなくなったかという経過については暗に認定しながらも、それは、審理の対象外と決め付けて、誤審するに至ったものです。法理論ばかりに気をとられ、一般通常人の感覚や世間の常識を捨て去り、判断を歪めてしまい、誤審したのです。

この判決に、不服を申し立てなければ、市長以下市幹部職員のみならず、奥州市の住民まで、「あのやり方は、合法なのだ」、「あのやり方でいいんだ」などと**誤信**することになりかねないのです。この誤信は、誤診や誤審以上に危険です。そのような誤信を市長以下の市職員のみならず、市民まで持ってもらっては、この裁判は何のためにしたのか分からなくなります。この裁判をしたため、かえって、市長以下の市職員に、「自分達のやり方は正しかった」などとの誤解を受けかねないのです。**もしこの判決に対し控訴しないなら、市民も控訴しなかったのだから、原告ら住民も納得したのだらうと思ひ込む懸念さえあります。**

私の力量が不足であれば、もっと力のある弁護士を頼んでも、原告らとその支援者ら住民の「納得できない」という思いを控訴という形で示し、原告ら住民の思いを通すべきだと確信します。他の弁護士が担当するようになって、側面からでもサポートするつもりです。

「誤診」とは、「医師が診断を誤ること」（角川必携国語辞典）です。「診断」とは、「医師が**患者を**診察して、病状を判断すること」（前同）です。「診察」とは、「医者が病名や病状などを知るために、**病人のからだを**調べること」（前同）です。

医師は、患者を診察し、病人のからだを調べるのです。医師は、患者や病人を診るのです。昔の医者は、患者の顔色をはじめ、患者の体を調べて健康状況を把握しました。ピンポイントで患部だけを見て、患者の顔を見ないなどという医者はいませんでした。「私は、**患部だけ**見て、**患部だけ**治療したから、患者が死のうと関係がない」という医者はいませんでした。ですが、最近では、「私は患部だけ見れば、自分の役目を果たした。患者の生死にはかかわりがない」という態度の医師がないとは言い切れません。患者や患者の家族は、納得できるでしょうか。

今回の判決は、「そのような治療をしなければならなくなったのは、それまでの診断・治療に過ちがあったからであるが、その患部の治療方法そのものは、そうしなければならぬのだから、止む得ないということになる」というもので、それまでの医師の誤診は問題ではないと言っているのです。

問題は、この場合に、医師側の落ち度を認めるか否かにあるのですが、この判決は、**それまでの診断・治療には過ちがあったが、その患部に対する治療方法としては、過ちがない。それまでの医師側の過ちはあったと認められるが、それは審判の対象とはしないから問題としない**というものです。

それまでの医師側の過ちがなければ、その患部が発生しなかったのに、医師側の過ちによって発生した患部そのものの治療に過ちがないから問題はないとした裁判所の判断は、一般通常人の感覚や世間の常識からは、受け容れられないので

す。納得できないのです。

奥州市の市長以下の幹部職員達は、本件土地の地中には、売主である建設会社が埋設した建設廃材が埋設されていたことは公知の事実であり、仮に知らなかったとしても、ほんの少しの注意を払えば知ることができたのに、購入前に市が業者を頼んで本件土地のボーリング調査をなし、その報告書には、本件土地の地中には、コンクリート殻やアスファルト殻が埋設されているという報告が出ているのにこれを無視し、本件土地を購入した上、もし、本件土地に建設廃材など埋まっていた場合には、その埋設物の処理料は市が負担してほしいとの抵当権者である金融機関の要請を受諾する覚書を取り交わしたのです。

そのような経過で、建設廃材が埋設されている本件土地を購入した市長以下の奥州市幹部職員が、「市有地の埋設物の処理料を市が支払うのは当然だ」などと主張するのは、「盗人たけだけしい」と言わなければなりません。

さすがに、被告奥州市長もそこまでは、この裁判で主張しているとは思えませんが、裁判所は、勝手に法律理論を捏ね回し、「仮に、本件各本契約に至る手続に違法があったとしても、その違法性は、本件各本契約に基づく売買代金を公金から支出する行為の違法性を基礎付けることはあるにせよ、市有地から発見された廃棄物の処分に関して生じた費用の出 捐しゅつえんにすぎない本件公金支出の違法性を基礎付けるものでもない」という判決をしたのです。

市長以下奥州市幹部職員のなした行為の違法性の審判の対象を「市所有地の廃棄物処理料を市が支払ったことは違法かどうか」と、問題をピンポイントに絞り込み、そのポイントだけを取り上げ違法性の有無を審判したことにこの判決が誤判した最大の原因があります。この判決は、そこに至った経過を捨て去ったのです。患部1点だけを診て、患者を診ずに、見殺しにしたのです。

奥州市が、本件土地の廃棄物の処分費用を支出したのは、①市長及び市幹部職員は、本件土地には、建設廃材が埋設されていたことは公知の事実であり、且つ本件土地購入契約前に市が業者を頼んでなしたボーリング調査の報告書にも、本件土地の地下にコンクリート殻やアスファルト殻が埋設されている旨明記されているにもかかわらず、建設廃材が埋設されていないと轻信して購入契約をなし、②本件土地の抵当権者である金融機関の求めに応じ、教育委員長が埋設物の撤去費用は市が負担し、所有者や抵当権者には瑕疵担保の責任を追及しない旨の覚書を交わしたため、③市は、本件土地の廃棄物の処分費用を支出しなくてはならなくなつたものです。

判決は、①、②の事実と③の事実を分断してしまいました。その上で「仮に、本件各本契約に至る手続に違法があつたとしても、その違法性は、本件各本契約に基づく売買代金を公金から支出する行為の違法性を基礎付けることはあるにせよ（したがって、仮に原告らが、本件訴訟では審理対象とはされていない本件各本契約に基づく売買代金の支出行為について訴えた場合の違法性を基礎付ける可能性は否定できない。）、前記のとおり市有地から発見された廃棄物の処分に関して生じた費用の出捐にすぎない本件公金支出の違法性を直接基礎付けるものでも、前記違法が本件公金支出に承継されるといった性質のものであるともいえない」としたのです。

これは、①、②、③の行政行為が胆沢中学校建設用地確保という目的によって、結合された連続する不可分一体の行為であるにもかかわらず、不当に分断し、③の廃棄物処理費用の支出に①、②の行政行為の違法性は承継されないとしたものです。

しかし、これはいわゆる法律理論として言われている、「行政行為の違法性の

承継論」について判断したものでしょうが、この連続する不可分一体の行為を先行処分と後行処分とに分断できるものでなく、このような結論は、学説・判例上から見ても誤っていると思います。それよりも何よりも、常識や世間から完全に乖離して、原告ら住民もその代理人の私も全く納得できません。法律理論については、やらせてもらえるなら、高等裁判所、最高裁判所まで争っても、この判決は法理論としても間違っていることを明らかにしたいのです。私の考え方が正しいことを裏付けてくれると思われる判例や学説も皆無ではなさそうです。私の主張とその裏付けについては控訴理由書で述べ、高等裁判所に提出するつもりです。ここでは、そのアウトライン（概略）を述べます。

学問の世界では、「違法性の承継」という概念があります。先にした行政行為（「先行処分」ということがあります）の違法性が後でなした行政行為（「後行処分」ということがあります）に引き継がれ、後にした行政行為が違法となる、という考え方のようです。

学説としては、古くからの通説だそうです。ただ、複数の行政行為が連続して行われなければならないという条件付のようです。古くなりますが、美濃部達吉教授は「数個の行為が結局において或る単一の目的の為にし、其の全体の結合に依って其の目的たる法律的效果を発生する場合には、其の総ての行為は其の効果の生ずる法律原因たるもので、其の効果が適法である為めには、其の原因たる総ての行為が適法でなければならぬ」としていたそうです。

本件においては、前記①、②、③の行政行為は、胆沢統合中学校用地確保という単一の目的のためにし、その全体の結合によって中学校用地確保という効果を発生する場合であり、用地確保という効果発生のためには、その原因たる①、②、③の全ての行為が適法でなければならないということになります。

ですが、この判決は、①、②の行政行為は違法であるが、それは③の行政行為には承継されないとしました。これは、前記学説に反するものであると確信します。

裁判官は当然と言えば当然ですが、判例を気にします。そこで、本件のようなケースについての判例を検討してみます。確かに、違法性の承継が認められた最高裁判所の判例はほとんどないようです。

ですが、**最高裁判所平成21年12月17日第1小法廷判決は、最高裁として違法性の承継を初めて正面から認めた注目すべき判決と**言われています。

事案の内容は、本件と異なることは当然です。全く同じ事案などある筈がありません。何人の人間がいようと1人1人の顔が違うように、裁判の対象となる事件の内容は、事件毎に違うのです。

この最高裁判所の判決で特に注目したいのは、「**2つの行政行為は、同一の目的を達成するため行われるものである**」という点と「**後行処分によって、初めて不利益が現実化すると考えて、その段階までは争訟の提起という手段を執らないという判断をすることがあながち不合理であるともいえない**」という点です。

この最高裁判決の指摘は、本件にもあてはまるものと思います。前記の通り、**本件①、②、③の行政行為は胆沢中学校用地確保という同一の目的を達成するために**行われたものです。

さらに①、②の行政行為の段階では、**不利益が現実化しておらず、③の行政行為によって市の損害が現実化したものです**。本件のケースと、前記最高裁のケースは、大事なポイントは共通しています。本件判決は、この点においても、早ければ高等裁判所で、遅くも最高裁判所で見直される可能性があると思います。

「違法性の承継」という学問の分野においても、この判決には問題があります

ので、控訴理由書においては、その点も掘り下げてみたいと思っています。ですが、浅学非才の身としては、あまり自信のある領域ではありません。

ただ、75年も生きたという人生経験によって培つちかわれた経験則という視点からは、本判決が同一目的を達成するために行われた①、②、③の各行政行為を分断し、①、②の違法性は、③の行政行為に承継されないとしたことは、納得することができません。原告ら住民の皆様の常識も納得していません。世間も納得していません。裁判所もいずれ分かってくれると思います。

この判決には前記の通り、評価できる部分があります。それは「**なお、証拠によれば、本件仮契約締結前の平成24年7月に行われた本件ボーリング調査の結果には、本件各土地の地中に相当量のコンクリート殻等が存することが明記されていたところ、市において、前記調査結果を検討していれば、本件仮契約前に、本件各土地の地中に、本件中学校の建設の妨げとなり得る廃棄物等が存することを把握することは、十分に可能であったと認められるが、そうであるにも関わらず、前記調査結果を精査することもせず、漫然と廃棄物埋設のリスクがないものと軽信し、本件覚書の作成に応じた市やその担当者の対応は、結果的に本件廃棄物の処理等のため、市に本件公金支出を余儀なくさせたものであるということが**できる」という部分です。

ここは、よくここまで言い切ってくれたと、嬉しく思います。私の経験では、他の裁判例では、敗訴者の立場をここまで認めて判決書に明示してくれた例は多くはありません。

のみならず、この判決は、その後「**本件訴訟において原告らの請求を棄却したことは、市及びその担当者の対応について問題がないと認めたものではない**」と続けています。私は、これを読み、この判決は実質的には原告ら住民の勝訴で

あり、市長及び幹部職員の実質敗訴だと確信しています。原告ら住民は、胸を張るべきです。

「市長に対する請求部分は、棄却する」という主文部分のみを注目し、この判決の理由部分、殊にも付言部分を見落としてはならないのです。この部分にこそこの判決の真の価値があるのです。

この判決の「市長に対する請求部分は、棄却する」という部分に対する印象は、「木を見て森を見ず」の判決ということになります。個々の木は見ています。しかし、全体を見ていないのです。因みに、この判決のこの部分に対する私の第一印象は、判決翌日に書いて、関係者に配布した『胆沢統合中学校用地住民訴訟判決に対する所感』の通りです。末尾に転載します。

この所感^{こな}は、この判決に対する第一印象を述べたものです。判決文を十分には読み熟していない段階で、インパクトの最も強い部分について、心に感じたまま急いで述べたものです。時間があればもっと述べたいこともありました。あの日から今日まで3日間の時間を頂戴できました。4月22日付の所感^{ふえん}を敷衍、つまりもう少し詳しくわしく説明しようとしたものが本書です。ですから本書も「市長に対する請求部分は、棄却する」という部分を中心にここまで述べました。

ですが、少し時間を頂戴しましたので、以下に「市長以下の市幹部職員に対する請求部分は、却下する」という主文についても、私の考えを述べてみます。

判決は、「(教育長ら6名は、) 執行機関たる市長から権限の委任を受けるなどして本件支出行為を行う権限を有していたとは認められず、そのほか教育長ら6名が本件支出行為をする権限を有していたと認める証拠はない。したがって、教育長ら6名が『当該職員』に当たるとは解されない。そうすると、本件各訴えのうち、被告に対し、小沢に対する損害賠償請求を求める部分は、適法であるけれ

ども、教育長ら6名に対する損害賠償請求を求める部分は、法の定める住民訴訟の類型に該当せず、不適法であるといわざるを得ない」として、市長以外の6名の幹部職員に対し請求することを求める部分を、却下しました。

しかし、少なくとも、教育長は、市教育委員会教育長として、本件土地の売主及び抵当権者である水沢信用金庫との間で、本件土地に埋設されている建設廃材の撤去費用は市が負担すること及び、瑕疵担保責任は追及しないとの覚書を取り交わした者であり、市長より、本件財務会計上の行為を行う権限の委任を受けていた者であることは明白であると確信します。

その他の5名の者も、市長より本件財務会計上の行為を行う権限の委任を受けていた者だと確信します。確かにそのような権限委任を示す委任状などの存在は、証明できないのですが、そのような権限の委任がなければ、市の行政は成り立たない筈です。**裁判所に提出済みの各証拠を精査すれば、教育長に限らず、他の5名も市長から本件財務会計上の行為を行う権限の委任を受けていたことは明白になっていると確信します。**裁判所は予断と偏見によりそれを見落としたのです。

さらに、この判決は、「**教育長ら6名は、地方自治法242条の2第1項4号にいう『当該職員』に当たらない**」としたのみならず、「**教育長ら6名は、前同号にいう『違法行為若しくは怠る事実に係る相手方』に当たるか否か**」については全く判断していないのです。

教育長は、市長より本件財務会計上の行為を行う権限の委任を受けていなかったとすれば、教育長がなした前記覚書を取り交わした行為は、明らかな違法行為となります。教育長のなした違法行為により、市が損害を被ったのですから、教育長は前記「相手方」となる筈です。

教育長以外の5名の者も教育長と同じで、「違法行為若しくは怠る事実に係る

相手方」に当たります。しかるにこの判決は、その点については、全く審理していません。審理不尽です。

教育長他5名は、いずれも、本件の胆沢統合中学校の用地確保という財務会計上の行為を行うに当たり、故意又は重大な過失により、本件土地の地中に建設廃棄物が埋設されていることを見落とし、本件土地を購入するなどの違法な行為に及んだため、結果、本件公金支出（廃棄物処理料支払）に至ったのであり、市に対し、損害賠償支払義務が発生していると確信しています。

原告ら住民の考えとしては、教育長以下の6人の市の幹部職員は、中学校用地確保という財務会計上の行為を行うに当たり要求される当然の義務を履行しないで、建材廃棄物処理費用の支出を余儀なくさせ市に損害を与えたのであり、「当該職員」という立場の他にも「不法行為若しくは怠る事実に係る相手方」という立場にもなっていると確信しているのです。

ここまで述べたことは、勉強不足と時間不足のため、そして、根源的には、能力不足のため、間違いだらけのものとなっていると思います。世に出すことには躊躇します。ですが、控訴するかどうか迷っている方には、事前に目を通してほしいのです。控訴期限は連休明けの5月8日となっています。未熟を覚悟の上で見切り発車をします。

誤字、脱字、事実誤認、解釈の誤り、論理矛盾などが数多くあると思います。失礼な言辞などもあると思います。御寛容下さるよう伏してお願い申し上げます。御批判は甘受するつもりです。御指摘、御指導下さるようお願い申し上げます。時間をかけて見直し、機会を得て、訂正したものを改めて世に出したいと考えています。できることなら『岩手県奥州市の2つの住民訴訟』のもう1つの訴訟である水沢駅前駐車場用地訴訟の1審判決に対する所感と合わせて、1冊にまとめ

たいと考えています。

胆沢統合中学校用地住民訴訟判決に対する所感

平成29年4月22日

弁護士 千 田 實

「木を見て森を見ず」の一語に尽きる。

1. 判決は、「本件各本契約に基づく売買代金の支払行為について訴えた場合の違法性を基礎付ける可能性を否定できないが、市有地から発見された廃棄物の処分に関して生じた費用の出捐にすぎない本件公金支出の違法性を直接基礎付けるものでも、前記違法が本件公金支出に承継されるといった性質のものであるともいえない」としている。

他方、判決は、「なお、証拠によれば、本件仮契約締結前の平成24年7月に行われた本件ボーリング調査の結果には、本件各土地の地中に相当量のコンクリート殻等が存することが明記されていたところ、市において、前記調査結果を検討していれば、本件仮契約前に、本件各土地の地中に、本件中学校の建設の妨げとなり得る廃棄物等が存することを把握することは、十分に可能であったと認められるが、そうであるにも関わらず、前記調査結果を精査することもせず、漫然と廃棄物埋設のリスクがないものと轻信し、本件覚書の作成に応じた市やその担当者の対応は、結果的に本件廃棄物の処理等のため、市に本件公金支出を余儀なくさせたものであるということが出来るから、本件訴訟において原告らの請求を棄却したことは、市及びその担当者の対応について問題がないと認めたものではないことを付言する」としている。

2. 判決は、漫然と廃棄物埋設のリスクがないものと轻信し、本件覚書の作成に応じた市やその担当者の対応は、結果的に本件廃棄物の処理等のため、市に本件公金支出を余儀なくさせたものであることを認定しながらも、本件廃棄物撤去費用の支出行為それ自体を違法にするものでない、とした。

判決は一方では、廃棄物埋設のリスクは、知っていたか知らなかったとしても重大な過失があることは認定した。そのため、廃棄物撤去費用の支出を余儀なくされたことも認定した。

他方、判決は、そのことは「本件公金支出の違法性を直接基礎付けるものでも、前記違法が本件公金支出に承継されるといった性質のものであるともいえない」とした。

3. この判決については、評価のできる部分と評価のできない部分とが明白に区分される。

「漫然と廃棄物埋設のリスクがないものと轻信し、本件覚書の作成に応じた市やその担当者の対応は、結果的に本件廃棄物の処理等のため、市に本件公金支出を余儀なくさせたものである」と認定した点は正当であり、評価できる。

他方、「そのことが本件公金支出（本件廃棄物処理料の支出）の違法性を直接基礎付けるものでも、本件公金支出に承継されるといった性質のものであるともいえない」との部分は不当であり、評価できない。

4. 私は、廃棄物埋設のリスクがないと轻信し、本件覚書の作成に応じた市やその担当者の対応は、本件廃棄物処理のための本件公金支出の違法性を直接基礎付けるものであり、これらの違法が本件公金支出に承継された（うけつ

がれた) 結果であると確信する。

この判決は、本件公金支出つまり市有地から発見された廃棄物の処分に関して生じた費用の出捐は、市有地の廃棄物の処分に関しての出捐だから違法性がないと、ピンポイントに問題を絞って結論を出し、それまでの経緯を捨て去った。これでは問題の本質を全く見失っている。市及びその担当者の対応に問題があったから、このような市民に損害を与える財務会計行為がなされたという、市及び担当者の財務会計行為のあり方について掘り下げなければ司法の役目は果たせない。

5. 私の経験からの印象では、このような傾向の判決が多く、控訴審においても同様の判決が出される可能性は、否定できない。

この点は、法律の仕事に携わる身の1人としては、わが身の力不足に慙愧の念にたえない。しかし、この判決も明言している通り、市及びその担当者、特に市長の対応に問題があったことは、控訴理由書等をマスコミに流すことなどによって住民等に周知させることができ、さらに問題を掘り下げることができるのではないか、という思いはある。

本件は、市長や担当者の財務会計行為の適否の問題であり、胆沢統合中学校用地買収に関する一連の行為が問題となるもので、市有地の廃棄物の処分に関する公金支出の1点だけの問題ではない。裁判を通して、明らかになった市長及び担当者の問題のある行為については、裁判を通じてのみに限らず、その責任を追及する市民の活動が不可欠と思料する。

以上